

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人功農支援会（以下「この法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 この法人は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
 - ホ その他代表理事がこの法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、この法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄附金等の種類)

第3条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金
 - イ 用途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄附金 この法人が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの
- 2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金等の募集)

第4条 寄附の募集においては、以下を厳守する。

- (1) 寄附の勧誘を受け、寄附をしない旨を意思表示した者に対し、寄附の勧誘を継続する行為を行わないこと

- (2) 粗野な言動や迷惑を覚えさせるような方法で寄附の勧誘を行わないこと
- (3) 寄附金等の使途について誤認させるおそれのある行為を行わないこと
- (4) 寄附の勧誘を受けた者や、寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為を行わないこと

(受入手続き)

第5条 寄附金等をこの法人に寄附しようとする者は、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

2 この法人は、前項により寄附金の申し込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱い)

第6条 一般寄附金については、50%を公益目的事業費に、50%を管理費に使用するものとする。ただし、管理費に充当すべき金額について管理費に充ててなお残余があるときは公益目的事業費に充当することも可とする。

2 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。

3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第7条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第8条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を、募集特定寄附金に限り礼状及び第7条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第9条 この法人は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第10条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事が別に定めるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成26年2月4日（設立日）から施行する。
2. この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。